

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年9月15日

旭川市長職務代理者
旭川市副市長 表 憲 章

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 会議等収録音声データ反訳業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

会議等収録音声データの反訳を行い、原稿を作成し、成果品として原稿データを納品する。

イ 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

ウ 発注部局及び問い合わせ先

旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎2階

旭川市福祉保険部障害福祉課

電話 0166-25-6476

2 契約の相手方の選定基準

(1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号）第2条に規定されている障害者就労施設を運営している者

(2) 旭川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針策定に係る障害福祉サービス等事業所への状況調査（令和3年4月30日付け旭障福第174号）」において、本契約の業務内容に係る役務の提供の意向に係る回答をしている者

3 契約の相手方の決定方法

本市が定める単価契約にて同意書の提出を求め、同意した者全てと契約を締結する。